

令和元年6月大竹市議会定例会（第2回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	報告第1号	繰越明許費繰越しの報告について (一般会計) (総務部企画財政課)	○繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越額 [一般会計] <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎耐震改修事業 2, 2 2 3, 0 0 0円</li> <li>・公共施設等ブロック塀改修事業 7, 8 0 0, 0 0 0円</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画推進事業 3, 4 5 6, 0 0 0円</li> <li>・私立保育所整備費補助事業 1 7, 4 9 4, 0 0 0円</li> <li>・阿多田漁港施設改良事業 2 3, 7 3 0, 0 0 0円</li> <li>・恵川橋歩道整備事業 3 2, 0 0 0, 0 0 0円</li> <li>・県営事業負担金(道路) 3, 6 0 0, 0 0 0円</li> <li>・県営事業負担金(砂防) 2, 3 0 0, 0 0 0円</li> <li>・県営事業負担金(港湾) 2, 4 0 0, 0 0 0円</li> <li>・都市計画マスタープラン等策定事業 4, 3 6 7, 0 0 0円</li> <li>・大竹会館改修事業 3 5, 0 0 0, 0 0 0円</li> <li>・阿多田農道災害復旧事業 5 3, 3 0 0, 0 0 0円</li> <li>・松ヶ原奥谷尻線災害復旧事業 6, 8 0 0, 0 0 0円</li> <li>・広原川災害復旧事業 3 7, 0 0 0, 0 0 0円</li> <li>・大迫谷尻線災害復旧事業 1 3, 0 0 0, 0 0 0円</li> </ul>	副市長
2	報告第2号	継続費繰越しの報告について (一般会計) (総務部企画財政課)	○継続費に係る歳出予算の翌年度繰越額 [一般会計] <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎耐震改修事業 9 7, 8 5 1, 6 0 0円</li> <li>・可燃ごみの広域処理に係る中継施設整備事業 1 2, 0 8 6, 0 0 0円</li> </ul>	副市長
3	報告第3号	継続費繰越しの報告について (公共下水道事業会計) (上下水道局)	○継続費の繰越額 [公共下水道事業会計] <ul style="list-style-type: none"> <li>・小島汚水中継ポンプ場(合流)機械電気設備改築更新工事 4 0, 0 0 0, 0 0 0円</li> </ul>	上下水道局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	報告第4号	大竹市土地開発公社の経営状況について (建設部監理課)	[一般会計] ○公有地処分事業 ・処分面積          1,340.62㎡          26,490,000円 ○収益的収入及び支出 ・収入                          64,811,137円 ・支出                          63,944,251円 ・当期純利益                  866,886円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (大竹市税条例及び大竹市都市計画税 条例の一部を改正する条例) (市民生活部市民税務課)	1 専決処分した事件 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定 2 専決処分した理由 地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 (1) 市民税に関する改正 ① 寄附金税額控除について、ふるさと納税に係る指定制度の導入により、特別控除の対象となる寄附金を特例控除対象寄附金と規定する。 ② 平成31年(令和元年)10月1日から平成32年(令和2年)12月31日までに、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得した場合、控除期間を3年間延長する。 ③ 住宅借入金特別控除に係る申告要件を廃止する。 (2) 固定資産税に関する改正 ① 高規格堤防整備事業区域内にあった家屋の移転補償金を受け、当該土地の上に取得する代替家屋の固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告要件について規定する。 (3) 軽自動車税に関する改正 ① 軽自動車税の税率の特例について、3輪以上の軽自動車に対する重課税率及び軽課税率(グリーン化特例)の適用年限を規定する。 (4) その他関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整備する。 (5) 施行期日 平成31年4月1日((1)①は平成31年(令和元年)6月1日) 4 専決処分年月日 平成31年3月29日	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者												
6	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (大竹市介護保険条例の一部を改正する条例) (健康福祉部地域介護課)	1 専決処分した事件 大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定 2 専決処分した理由 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、大竹市介護保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 (1) 本年10月からの消費税率の引き上げの実施に伴い、介護保険料の軽減措置の強化のため、次のとおり保険料の改正を行ったもの。 <table border="1" data-bbox="1048 692 1823 858"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>27,167円</td> <td>22,639円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>45,279円</td> <td>37,732円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>45,279円</td> <td>43,769円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 施行期日 平成31年4月1日 (3) 経過措置 改正後の保険料は、平成31年度(令和元年度)分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、改正前の保険料を適用する。 4 専決処分年月日 平成31年3月29日		改正前	改正後	第1段階	27,167円	22,639円	第2段階	45,279円	37,732円	第3段階	45,279円	43,769円	健康福祉部 部長
	改正前	改正後														
第1段階	27,167円	22,639円														
第2段階	45,279円	37,732円														
第3段階	45,279円	43,769円														

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度大竹市土地造成特別会計 補正予算 (第 1 号)) (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和元年度大竹市土地造成特別会計補正予算 (第 1 号) 2 専決処分した理由 繰上充用を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したもの。 3 補正予算の概要 平成 30 年度において歳入が歳出に対し不足することとなったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和元年度の歳入を繰り上げて充てるためのもの。 <b>【補正予算の内容】</b> (1) 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 530,378 千円 ○予算総額 823,711 千円 (歳入) ・土地売払収入 530,378 千円 (歳出) ・繰上充用金 530,378 千円 (2) 一時借入金の補正 ○追加額 530,000 千円 ○最高額 820,000 千円 4 専決処分年月日 令和元年 5 月 23 日	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第 34 号	大竹市手数料条例の一部改正について (総務部企画財政課)	1 改正の理由及び内容 工業標準化法が改正されたことに伴い、日本工業規格が日本産業規格に改められたため、本条例の一部を改正し、条文中の文言を変更するもの。 2 施行期日 令和元年7月1日	総務部長
9	議案第 35 号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 連携施設の確保に関する改正 ① 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、企業主導型保育事業に係る施設又は地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保すれば、卒園後の受皿の提供を行う保育所等の施設の確保を不要とする。 ② 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。 (2) 連携施設の確保の経過措置に関する改正 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができる市が認める場合は、経過措置の期限を5年延長する。 (3) 食事の提供の経過措置に関する改正 家庭的保育事業のうち、家庭的保育者の居宅において行われるもののみ自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年としていたところ、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業についても、経過措置期間を10年とする。 3 施行期日 公布の日	健康福祉部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	議案第 36 号	大竹市火災予防条例の一部改正について (消防本部)	<p>1 改正の理由 工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたため、条文中の文言を変更する。 (2) 住宅用防災警報器等の設置免除に関するもの ① 住宅用防災警報器等の設置が免除となるスプリンクラー設備の要件を、「作業時間 60 秒以内」から「種別が 1 種」に変更する。 ② 住宅用防災警報器の設置が免除となる要件に、「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置」を追加する。</p> <p>3 施行期日 公布の日（2（1）は令和元年 7 月 1 日）</p>	消 防 長
11	議案第 37 号	広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更について (建設部土木課)	<p>1 要旨 広島県港湾施設管理条例の一部改正に伴い、事務委託に関する規約を変更することについて、広島県と協議を行うため、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 規約の変更内容 (1) 変更内容 市が受託する事務から、プレジャーボートの係留に関する事務を除くことを規定する。 (2) 施行期日 広島県との協議が成立した日</p>	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
12	議案第 38 号	財産の取得について (化学消防ポンプ自動車 (大 I 型)) (建設部監理課)	<p>1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 財産について</p> <p>(1) 財産の表示 化学消防ポンプ自動車 (大 I 型) (1 台)</p> <p>(2) 取得価格 96,074,000 円</p> <p>(3) 相手方 広島県大竹市北栄 5 番 9 号 株式会社 三葉ポンプ S F 大竹</p> <p>(4) 納入期限 令和 2 年 3 月 9 日</p> <p>(5) 納入場所 大竹市消防本部 (大竹市立戸一丁目 2 番 10 号)</p>	建設部長



	議案番号	件名	内容	提案説明者
13	議案第 39 号	令和元年度大竹市一般会計補正予算 (第 1 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 4 5 8, 5 6 7 千円 ○予算総額 1 5, 4 5 0, 7 5 5 千円 <b>【補正予算の内容】</b> (歳入) ・プレミアム付商品券国庫補助金 4 7, 8 6 9 千円 ・システム改修費県補助金(幼児教育・保育無償化) 6 3 4 千円 ・土地売払収入 3 4, 0 6 3 千円 ・財政調整基金繰入金 1, 6 7 4 千円 ・財産区繰入金 1 3 0 千円 ・宝くじコミュニティ事業助成金 4, 9 0 0 千円 ・市営住宅御園 2・3 号棟等解体補償費 2 3 3, 2 9 7 千円 ・プレミアム付商品券売上金 1 3 6, 0 0 0 千円 (歳出) ・宝くじコミュニティ事業補助金 4, 9 0 0 千円 ・プレミアム付商品券事業費 1 8 3, 8 6 9 千円 ・介護保険特別会計繰出金 2 8 5 千円 ・システム改修委託料(幼児教育・保育無償化) 6 3 4 千円 ・白石墓地移転事業費 1, 3 8 9 千円 ・市営住宅御園団地整備事業費 2 6 7, 3 6 0 千円 ・玖波公民館管理事業費 1 3 0 千円	副市長
14	議案第 40 号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第 1 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5 7 0 千円 ○予算総額 2, 7 5 4, 0 3 9 千円 <b>【補正予算の内容】</b> (歳入) ・システム改修事業補助金(国) 2 8 5 千円 ・一般会計繰入金 2 8 5 千円 (歳出) ・システム改修委託料 5 7 0 千円	副市長

